



2023年8月7日

各 位

会 社 名 東洋機械金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 田畑 禎章
(コード： 6210 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営企画室長 酒井 雅人
(TEL 078-942-2345)

当社海外子会社で発生した不正行為に係る再発防止策の策定及び 処分等に関するお知らせ

当社は、2023年7月25日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の海外子会社である東洋機械金属（広州）貿易有限公司（以下、「広州現法」といいます。）の従業員が同社の現預金を私的に流用していた件（以下、「本件不正」といいます。）について、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言に沿って具体的な再発防止策を検討してまいりました。

当社は、本日開催の取締役会において、本件不正に関する再発防止策及び関係者の処分等を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第1 本件不正の原因分析

特別調査委員会の調査結果によれば、本件不正は、広州現法において経理業務を掌握していた従業員が単独で実施したものであり、当該従業員以外の役職員が資金の私的流用を行い得た可能性は極めて低いとされております。

他方で、特別調査委員会からは、本件不正の発生を阻止できず、またこれを早期に発見できなかった原因として、以下の点が指摘されています。なお、各原因の詳細につきましては、特別調査委員会の調査報告書をご参照ください。

1. 広州現法における原因

- (1) 単独での資金移動を可能とする体制
- (2) 経理業務を掌握していた従業員に対する他の役職員からの実効的な監視の不存在
- (3) 金銭管理及び出納の手続に関する内規の不存在

2. 当社における海外グループ会社管理上の原因

- (1) 広州現法の運営を現地に一任していた体制
- (2) 海外グループ会社管理に関する責任部署・役割分担の曖昧さ
- (3) 信頼できる根拠資料を基礎にした預金の実在性確認の不実施
- (4) 監査室による監査の不十分性

第2 再発防止策の概要

特別調査委員会から指摘された各原因を受け、当社が策定した再発防止策の概要は、以下のとおりであります。

1. 広州現法等海外グループ会社における再発防止策

(1) 単独で資金移動等を可能とする要因の除去

ネットバンキングシステムを通じた資金移動に複数人が関与すること（振込と承認を別人が行うこと）を徹底するとともに、会社口座から個人口座への振込限度額を最小限に設定し、かつ、その限度額の変更については同様に複数人が関与することを徹底する。

(2) 現金管理の厳格化

銀行窓口での現金引出しに必要な印章及び現金が保管されている金庫の鍵の使用につき、責任者の承認を必要とすることで単独での引出し等を行えない体制を構築する。

(3) 振込等に関する手続の整備

経理規程等において、出納担当者が金銭の支払を行う場合における出納責任者の承認取得に関する手続や、銀行窓口での現金引出しに必要な印章の使用・保管に関する手続及び出納者と記帳者との兼務禁止等を定める。

2. 当社における管理体制の強化に関する再発防止策

(1) 海外グループ会社管理の責任部署の明確化

当社における海外グループ会社の管理について責任を負う部署及び担当取締役を明確に定める。

(2) 経理面に対する管理体制の強化

- ・海外グループ会社の管理につき経理部又は経理の知見を有する人材を関与させる。
- ・海外グループ会社の銀行預金口座を当社の本店から直接監視できる仕組みであるモニタリングサービスの導入を速やかに進捗させ、年内を目途に、全ての海外グループ会社の銀行預金口座を当該サービスの対象とする。

(3) 監査室による監査体制の強化等

- ・監査室において、全社統制チェックリストのチェック項目及び業務監査調書の調査項目について、海外グループ会社内における相互牽制が機能しているかを確認するための

項目（ネットバンキングに係る振込及び承認の担当者に関する項目を含む。）や、経理面に関する確認方法の履践状況を確認するための項目等を追加するなど、当該各項目の充実化を図る。

・チェックリスト等での質問に対する被監査部門からの回答について、客観的な資料を入手して確認すべき事項（預金の実在性を含む。）を見直し、確認の頻度、確認の方法（精査か試査）等の検討を、監査室において速やかに行う。

(4) 人員体制の強化に向けた取組み

海外グループ会社の管理に関する経理の知見を有する人材を外部から獲得することを検討するとともに中長期的な視点で内部の人材育成に注力する。

3. 当社における管理体制の強化以外の再発防止策

(1) 「バッド・ニュース・ファースト」の意識の徹底等

コンプライアンス遵守の規範として制定している「東洋機械金属グループ行動基準」に「バッド・ニュース・ファースト」の規定を新設し、その重要性につき経営陣が全従業員に対してメッセージを発信することにより、東洋機械金属グループ全体への「バッド・ニュース・ファースト」の重要性の意識づけの徹底を図る。

(2) コンプライアンス及び内部統制に関する研修等の実施

・海外グループ会社のトップを務める役職員に対し、就任の前後を通じて、コンプライアンス及び内部統制に関する研修を定期的実施する。

・海外グループ会社の従業員に対し、当社と同じレベルでのコンプライアンス教育を定期的実施する。

・海外グループ会社を管理する部門に対し、内部統制に関する定期的な教育研修を実施する。

当社は、上記の再発防止策が着実に遂行されているか、また、再発防止策が有効に機能しているか、適時にモニタリングを行い、その状況を取締役会において確認し、問題が確認された場合は適宜対応策を講じてまいります。

第3 処分等の内容

本日開催の当社取締役会において、以下のとおり自主的な役員報酬の返上の申し出がありました。

代表取締役	月額役員報酬の 20%	3 か月分
取締役（管理本部長）	月額役員報酬の 15%	3 か月分
取締役（営業本部長）	月額役員報酬の 15%	3 か月分
その他の取締役 1 名	月額役員報酬の 10%	3 か月分

併せて、本件不正に関連し、広州現法及び当社における管理者及び従業員に対し、会社規程に基づいた厳正な懲戒処分等を行うことといたしました。

なお、本件不正の実行者である広州現法の従業員については、2023年5月23日に、広州市天河区公安局に対し、業務上横領で告訴する旨の刑事告訴状を提出し、同年6月27日に立案（捜査機関による捜査開始の決定）されております。また、当該従業員に対しては、現地の労働法規に基づく懲戒解雇の手續等を進めております。

株主様、お取引先様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。二度とこのような事態を起こすことがないよう再発防止策を着実に遂行することにより、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

以 上